

鳥取県立保育専門学院学則の一部改正について

1 規則の改正理由

厚生労働大臣が定める指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の基準の一部が改正され、修業教科目の名称等が改正されたことに伴い、保育専門学院の修業教科目の名称、単位数等の見直しを行う。

2 規則の概要

(1) 修業教科目等の変更

ア 系列の名称の改正

改正前	改正後
保育の本質・目的の理解に関する科目	保育の本質・目的に関する科目
保育の内容・方法の理解に関する科目	保育の内容・方法に関する科目
基礎技能	保育の表現技術

イ 修業教科目の新設

次に掲げる修業教科目を新たに設置する。

- (ア) 保育者論
- (イ) 保育の心理学
- (ウ) 保育の心理学
- (エ) 保育課程論
- (オ) 保育相談支援

ウ 修業教科目の名称の改正

改正前	改正後
社会福祉援助技術	相談援助
児童福祉	児童家庭福祉
養護原理	社会的養護
小児保健Ⅰ、小児保健Ⅱ、小児保健Ⅲ、精神保健	子どもの保健Ⅰ、子どもの保健Ⅱ、子どもの保健Ⅲ
小児栄養Ⅰ、小児栄養Ⅱ	子どもの食と栄養Ⅰ、子どもの食と栄養Ⅱ
家族援助論	家庭支援論
養護内容	社会的養護内容
総合演習	保育実践演習

エ 修業教科目の単位数の改正を行う。

オ アからエまでに掲げるもののほか修業教科目等について、英語を英語Ⅰ及び英語Ⅱに分割する等所要の改正を行う。

(2) 卒業に必要な単位数の改正

	改正前	改正後
教養科目	10単位	8単位
必修科目	50単位	53単位
選択必修科目	10単位	9単位

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成23年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正について

1 規則の改正理由

慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童のうち一定のものの扶養義務者等が医療機関に支払うべき負担金の額の決定のときに使用する所得税額の計算方法について改正を行う。

2 規則の概要

(1) 慢性特定疾患の児童の扶養義務者等の負担金の額の決定のときに使用する所得税額を算定する際に適用しない控除に次に掲げる控除を追加する。

ア 家屋をバリアフリー又は一般断熱改修工事をし、居住した場合において、所得の額の控除の特例の適用を受ける場合の当該控除

イ 認定長期優良住宅の新築等をした場合において、所得の額の控除の特例の適用を受ける場合の当該控除

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。